

緑の募金事業・特定公募事業
「国民参加による災害に強い森林づくり事業」募集規則

「国民参加による災害に強い森林づくり事業」の応募申請者は、次に定める事項に基づき応募するものとする。

I. 事業のタイプ

1. 国民参加による災害に強い森づくりタイプ
2. 山村住民と都市住民の協働による森林整備と山村活性化タイプ

II. 事業のタイプごとの内容

1. 国民参加による災害に強い森づくりタイプ

(1) 事業の目的

これまでの活動を通じて林業技術などを蓄積し、林業団体等専門家と連携し一層高度な活動を展開し得る団体を中核として支援することにより、生活の場に身近な海岸林や森林などを対象として、「国民参加による災害に強い森林づくり」を推進し、もって森林の持つ公益的機能の増進、地域における安全・安心な生活環境の確保に資する。

(2) 対象事業

次のアからイのすべての要件を満たす事業とし、ウに該当する場合は対象外とする。

ア ボランティア団体等が、単独又は他のボランティア団体、自治体等と連携して企画・実施する事業で、(1)の目的達成に資するものであること。

イ 次の事業のいずれか、あるいは複数の事業を行うもので、全国的見地からモデル性があるものであること。

- ① 被災森林の復旧（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ② 災害を予防する森林づくり（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ③ 海岸防災林の整備（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ④ 森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修
- ⑤ 森林の整備と連携して行う普及啓発活動

ウ 次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国又は国の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けているもの、又は受ける見込みがあるもの
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

(3) 事業期間

承認通知から1年以内（公告に定める期間）とする。

(4) 応募要件

応募できる者は、次のアからウの要件をすべて具備している団体とする。

ア 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

イ 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。

ウ 営利を目的としない民間団体で、次の①から④の要件をすべて具備していること。

① 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

② 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。

③ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

④ 活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。

(5) 「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次の通りとする。

科目	区分	細分	交付対象の具体例
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	○集合解散場所（集合解散場所とは、当該ボランティア活動に参加する者の主たる居住地を言う。）から現地まで相当距離があり、宿泊を必要とする場合に限り計上することができる。ただし、3,000円／人・日を上限とする。 なお、この場合食料費は除く。
		公的交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	○集合解散場所から現地までの交通費について合理的かつ効率的な手段、アクセスで参加人員に応じたもの。 ○車両等の借り上げ料並びに燃料等（集合解散場所に至る各自の交通経費は対象外とする。）
	保険料	ボランティア保険等	○当該ボランティア活動に参加する者等の保険料。
	その他		※ボランティア活動の作業労賃・食料・飲食費は対象外であることに注意。
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の整備委託費	○専門的技術、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施困難な部分のみに係る作業委託経費。
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等	○急傾斜、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所の地拵、大径木伐倒作業に係る委託経費。 ○シカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。
	その他	看板等	○事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。（この場合、材料費のみ対象経費とする。）また、作成を委託にせざるを得ない場合においても作成委託費のみとし、現場設置経費は支給対象としない。 ○当該事業に係るホームページの記載内容変更等に係る経費（緑の募金事業交付対象事業としてその普及啓発の観点から認められるもの。） ※緑の募金事業は、森林ボランティア団体等が行

			うボランティア活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については、安全上等問題があるなど真に外注せざるを得ないものに限られる。
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	<p>○申請事業に不可欠な機械器具、チェーンソー替刃等の消耗品や補修部品、鋸等の作業器具の購入・借上</p> <p>・購入経費はチェーンソー 50,000 円/台、刈払機 35,000 円/台以内で各 2 台までとする。</p> <p>・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。</p> <p>・機械・器具の購入・借上経費はあくまで当該事業に係るものであり、活動方法、活動人員、活動作業量を勘案して最小限なものとする。</p> <p>※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外。 ※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外。 ※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入ではなくレンタル・リースで検討。</p>
		チルホール等の借上	○かかり木処理等安全作業に必要な機械・器具等の借上にかかる経費。
	苗木等		<p>○緑の募金事業（森林の整備・緑化の推進）の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費。</p> <p>○植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材。</p> <p>※特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨明記。</p>
	その他	看板資材等のその他資材	<p>○事業のPR看板の材料費。</p> <p>※イベントに際して配布するなどのグッズ等で緑の募金交付金に相応しくないものは対象外とする。</p>
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	<p>○資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動に必要な最小限の額を計上（特に個人からの車両借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的なものであること。）</p> <p>○通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外。</p> <p>※苗木等の購入資材の運搬経費は、努めて当該資材費に含めて計上。</p>
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	○当該活動を行う上での専門的技術指導等（安全指導も含む）で申請団体の会員で行うことが困難な場合に必要外部講師招聘にかかる経費（謝金・旅費・宿泊料。）

			<p>※外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限られる。</p> <p>※謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にしておくこと。</p> <p>また、申請書提出時にはその額を明記すること。</p>
事務費	人件費	(事務費は交付金額の 20%以内)	<p>○事業実施に際しての企画・調整等に要する人件費・旅費(交付金額の 10%以内)。</p> <p>※当該事業にかかる経費として、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。(以下、事務費にかかる経費も同様。)</p>
	事務用品費		○文房具等。
	印刷費		○印刷用紙、プリンターインク等。
	通信費		○電話料、郵送料等。

(6) 標準事業費及び交付限度額

公告に定める標準事業費及び限度額とする。

(7) 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業応募申請書(国民参加による災害に強い森林づくり事業)」によるものとする。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

(8) 応募先

公告に定めたとおりとする。

(9) 応募期間

公告に定めた期間とする。

(10) ヒヤリング

国土緑化推進機構は、申請内容等の確認のために、申請団体を対象としたヒヤリングを行うことができるものとする。

(11) 採択の決定及び通知

国土緑化推進機構は、応募申請書等について「有識者による事業審査会」で審査の上、国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申請者に通知(緑の募金公募事業募集規則様式2、3)する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請内容に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

(12) その他

ア 交付金の交付については、「緑の募金交付金交付要領」に定めるとおりとする。

イ 採択後の事業実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の

推進に努めること。

- ② 可能な限り毎年 9 月第 3 日曜日の「森林ボランティアの日」の前後に事業を実施すること。
- ③ 採択された事業が緑の募金事業であることを認識し、マスコミ等を活用するなど広くその PR に努めること。

2. 山村住民と都市住民の協働による森林整備と山村活性化タイプ

(1) 事業の目的

過疎化、高齢化に伴う集落機能の低下等から、森林整備等の担い手である山村住民が減少する中で、都市におけるボランティア団体等が山村地域の自治体・住民と協働で企画・実施する森林整備・交流事業を推進することにより、災害に強い森林の整備と山村地域の活性化に資する。

(2) 対象事業

次のアからイのすべての要件を満たす事業とし、ウに該当する場合は対象外とする。

ア 都市と山村地域自治体・住民が協働で行う森林整備と交流事業として、次の要件に該当するものであること。

- ① 計画及び実施に当たり、山村自治体が参画すること。
- ② 参加人員の概ね半数が都市住民であること。
- ③ 山村地域住民と都市住民が、山村地域の魅力や木材の良さを発信・共有するなどの対話ができる交流の機会を設けること。

イ 次の事業のいずれか、あるいは複数の事業を行うもので、全国的見地からモデル性があるものであること。

- ① 被災森林の復旧（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ② 災害を予防する森林づくり（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ③ 海岸防災林の整備（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ④ 森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修
- ⑤ 森林の整備と連携して行う普及啓発活動

ウ 次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国又は国の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けているもの、又は受ける見込みがあるもの
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

(3) 事業期間

承認通知から 1 年以内（公告に定める期間）とする。

(4) 応募要件

応募できる者は、次のアからウの要件をすべて具備している団体とする。

ア 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

イ 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。

ウ 営利を目的としない民間団体で、次の①から④の要件をすべて具備していること。

- ① 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
- ② 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
- ③ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
- ④ 活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。

(5) 「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次の通りとする。

科 目	区 分	細 分	交付対象の具体例
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	○集合解散場所（集合解散場所とは、当該ボランティア活動に参加する者の主たる居住地を言う。）から現地まで相当距離があり、宿泊を必要とする場合に限り計上することができる。ただし、3,000円／人・日を上限とする。 なお、この場合食料費は除く。
		公的交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	○集合解散場所から現地までの交通費について合理的かつ効率的な手段、アクセスで参加人員に応じたもの。 ○車両等の借り上げ料並びに燃料等（集合解散場所に至る各自の交通経費は対象外とする。）
	保険料	ボランティア保険等	○当該ボランティア活動に参加する者等の保険料。
	その他		○「森林整備と交流」という事業の特性を踏まえ、行動費の割合は交付金額の50%以内。 ※ボランティア活動の作業労賃・食料・飲食費は対象外であることに注意。
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の整備委託費	○専門的技術、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施困難な部分のみに係る作業委託経費。
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等	○急傾斜、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所の地拵、大径木伐倒作業に係る委託経費。 ○シカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。
	その他	看板等	○事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。（この場合、材料費のみ対象経費とする。）また、作成を委託にせざるを得ない場合においても作成委託費のみとし、現場設置経費は支給対象としない。 ○当該事業に係るホームページの記載内容変更等に係る経費（緑の募金事業交付対象事業としてその普及啓発の観点から認められるもの。） ※緑の募金事業は、森林ボランティア団体等が行うボランティア活動を支援するのが原則であ

			り、環境整備に係る外部委託経費については、安全上等問題があるなど真に外注せざるを得ないものに限られる。
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	<p>○申請事業に不可欠な機械器具、チェーンソー替刃等の消耗品や補修部品、鋸等の作業器具の購入・借上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入経費はチェーンソー 50,000 円／台、刈払機 35,000 円／台以内で各 2 台までとする。 ・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。 ・機械・器具の購入・借上経費はあくまで当該事業に係るものであり、活動方法、活動人員、活動作業量を勘案して最小限なものとする。 <p>※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外。 ※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外。 ※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入ではなくレンタル・リースで検討。</p>
		チルホール等の借上	○かかり木処理等安全作業に必要な機械・器具等の借上にかかる経費。
	苗木等		<p>○緑の募金事業（森林の整備・緑化の推進）の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費。</p> <p>○植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材。</p> <p>※特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨明記。</p>
	その他	看板資材等のその他資材	<p>○事業のPR看板の材料費。</p> <p>※イベントに際して配布するなどのグッズ等で緑の募金交付金に相応しくないものは対象外とする。</p>
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	<p>○資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動に必要な最小限の額を計上（特に個人からの車両借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的なものであること。）</p> <p>○通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外。</p> <p>※苗木等の購入資材の運搬経費は、努めて当該資材費に含めて計上。</p>
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	○当該活動を行う上での専門的技術指導等（安全指導も含む）で申請団体の会員で行うことが困難な場合に必要外部講師招聘にかかる経費（謝金・旅費・宿泊料。）

			<p>※外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限られる。</p> <p>※謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にしておくこと。</p> <p>また、申請書提出時にはその額を明記すること。</p>
事務費	人件費	(事務費は交付金額の 20%以内)	<p>○事業実施に際しての企画・調整等に要する人件費・旅費(事業費の 10%以内。)</p> <p>※当該事業にかかる経費として、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。(以下、事務費にかかる経費も同様。)</p>
	事務用品費		○文房具等。
	印刷費		○印刷用紙、プリンターインク等。
	通信費		○電話料、郵送料等。

(6) 標準事業費及び交付限度額

公告に定める標準事業費及び限度額とする。

(7) 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業応募申請書(国民参加による災害に強い森林づくり事業)」によるものとする。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

(8) 応募先

公告に定めたとおりとする。

(9) 応募期間

公告に定めた期間とする。

(10) ヒヤリング

国土緑化推進機構は、申請内容等の確認のために、申請団体を対象としたヒヤリングを行うことができるものとする。

(11) 採択の決定及び通知

国土緑化推進機構は、応募申請書等について「有識者による事業審査会」で審査の上、国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申請者に通知(緑の募金公募事業募集規則様式2、3)する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請内容に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

(12) その他

ア 交付金の交付については、「緑の募金交付金交付要領」に定めるとおりとする。

イ 採択後の事業実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の推進に努めること。

- ② 可能な限り毎年 9 月第 3 日曜日の「森林ボランティアの日」の前後に事業を実施すること。
- ③ 採択された事業が緑の募金事業であることを認識し、マスコミ等を活用するなど広くその P R に努めること。